（市長記者会見資料）

令　和　５　年　９　月　６　日
京都市子ども若者はぐくみ局
幼　保　総　合　支　援　室
電話：０７５－２５１－２３９０

＼令和６年４月から／

保育利用に係るきょうだい同一園入園を最優先にします

京都市では、年度当初の保育所等１０年連続待機児童ゼロを達成するとともに、保育利用を希望される方の８５％の方が第一希望の園に入園されています。

この度、子育てに係る負担が大きい複数のお子様がおられる御家庭への支援の更なる充実を図るため、令和６年４月保育利用分から、きょうだいで同一園の利用を希望される場合、御希望の園に受入枠があれば、きょうだいの同一園への入園を最優先にします。

記

（見直しの内容）

令和５年４月利用申込みで、きょうだいと同一園への入園を希望された１，６９２世帯のうち、９７％の１，６４２世帯がきょうだいと同一園に入園。一方で、やむを得ず別園となった世帯も５０世帯あった。

↓ 複数のお子様がおられる御家庭への支援の更なる充実のため

きょうだい同一園入園を最優先に！

（希望園に受入枠がなかった場合などを除きます）

・きょうだい同一園希望の場合の利用調整におけるポイントを５点から１５点に大幅に引き上げます。

（参考）利用調整におけるポイント制について

保育施設の利用申込について、希望施設の受入枠以上の申込みがあった場合、京都市による利用調整を行っています。

利用調整はポイント制を採用しており、保育が必要な程度に応じた各世帯のポイントの高い方から内定となります。

（例）両親共にフルタイム就労かつきょうだい同一園希望の場合
…フルタイム就労４０点、きょうだい加点１５点　⇒　合計５５点（※）
※　世帯の状況によって上記の他に加点又は減点されます。